

対象となる資格取得試験に合格または受講修了した者は、資格登録者となります。登録更新の際に本規程に同意したとみなします。

(目的)

認定資格者が必要とする知識・能力を維持・向上し、社会的認知を高め、活動の場を広げることにより、社会への貢献と地位の向上を図ることを目的とします。

(対象資格)

制度の対象となる資格は以下の通りとします。

<対象資格名>

認定 NPO 法人日本ヨガ連盟認定ヨガインストラクター

認定 NPO 法人日本ヨガ連盟ベビー＆ママヨガ・産後ヨガインストラクター

認定 NPO 法人日本ヨガ連盟キッズ＆ママヨガインストラクター

認定 NPO 法人日本ヨガ連盟マタニティヨガインストラクター

認定 NPO 法人日本ヨガ連盟ハンディサポートヨガインストラクター

認定 NPO 法人日本ヨガ連盟健康ウォーキングヨガインストラクター

(対象資格を呼称しての活動)

対象資格を呼称して活動するには、資格登録更新を行ってください。

(資格登録)

ヨガインストラクターは資格取得試験合格後、オプション講座は受講修了後に資格登録者登録更新申請書を提出すること

(初年度の資格認定日)

ヨガインストラクター資格取得試験合格後 5 月受験者は 7 月 1 日、11 月受験者は翌年 1 月 1 日、オプション講座を受講修了した日とします。

(資格登録更新条件)

資格登録には以下の条件を満たすこととします。

1. 当法人の正会員または賛助会員とする
2. 2 年次以降は資格登録更新の手続きを行うこと
3. 2 年次以降は資格登録更新料を納入すること

(資格登録有効期間)

資格登録有効期間は 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間とします。

(資格登録更新料)

保有資格数に関わらず一人 6,000 円

一度払い込まれた会費の返還は受けられません。なお、お振込みの控えを領収書とさせていただきます。(郵便振替も含む)

(資格登録更新の手続き)

資格登録者は登録更新にあたり、12 月 1 日～1 月 31 日までの間にインストラクター資格登録更新申請書・個人活動報告書を提出し、審査を受けてください。

(資格更新の決定)

書類審査後、結果を資格登録者に通知し、資格登録者は資格登録更新料の納入を速やかに行ってください。

(会員の資格の喪失)

資格更新申請期間内(12/1～翌年 1/31)に手続きが行われない場合には、認定資格を失います。ただし書類未着や更新要件の不備や長期のご病気等の事態を考慮し、更新有効期間の 1 年後までは「不備解消期間」として手続きを行うことができます。

EX.2017/12/31 に有効期間満了を迎える場合 2018/12/31 までを不備解消期間とする。

(登録内容の変更届け)

資格登録の内容に変更が生じた場合は、メールまたは FAX にてすみやかに事務局へご連絡下さい。

(資格登録の取り消し及び停止)

理事会が資格登録者として不適格と認めた者は資格登録を取り消しまたは停止することができます。

(資格登録の解除)

資格登録解除を希望する場合、メールまたは FAX にてすみやかに事務局へご連絡下さい。なお、登録解除後は認定資格名称の使用が禁じられます。

(資格登録者の特典)

正会員の資格登録者は申請することにより以下の特典が受けられます。

正会員用名刺(ロゴマーク入り)有料印刷サービス
・

(雑則)

この規程に定めのない事項については、理事長が理事会に諮って別に定める。

(改正)

この規程の改正は理事会にて行うこととする。

(附則)

この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から実施する。

2016/10/14 改訂

2017/10/10 改訂

2017/6/5 改訂

2019/1/1 改訂

2021/9/13 改訂